

令和4年(2022年)3月22日

〒579-8004

東大阪市布市町3-2-51

大阪オートバイ事業協同組合 福井 様

箕面市役所
総務部 税務課

「商品であって使用しない軽自動車等」の届出について

箕面市の「商品であって使用しない軽自動車等」届出書を送付いたしますので、該当の車両がありましたら、箕面市から送付した納税通知書(原本)、古物商許可証の写等とともに納期限(5月末日)必着で届出をお願いいたします。

※納税通知書は5月10日に発送予定です。商品車として届出される車両につきましては、軽自動車税を絶対に納付されないようお願いいたします。いったん納付されますと商品車としての届出にかかわらず還付できません。

届 出 先

〒562-0003

箕面市西小路4-6-1

箕面市役所 総務部 税務課

★ 問 い 合 わ せ 先
TEL 072-724-6709
軽自動車税担当 横 山

箕面市税条例

(軽自動車税の課税免除)

第三十二条の三 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

● 商品車で使用しない車両の要件

- 1 軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)で、次の要件を全て満たしていること。
- 2 賦課期日現在(4月1日)に、箕面市内に展示しているもので販売を目的としているものであること
- 3 賦課期日現在に、所有者および使用者の名義が、課税免除を受けようとする中古の軽自動車などの販売業者の名前または名称であること
- 4 用途が、社用車、試乗車、リース車、営業用車、代用車などの事業用でないこと
- 5 取得したときの走行距離数と賦課期日の走行距離数の差が100キロメートル未満であること
- 6 中古の軽自動車などを販売することを業とする者で、古物営業法第3条第1項に定める古物営業の許可を受けている販売業者であること
- 7 市税を滞納していない者であること

● 届出書に添付する書類

- 1 古物営業法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し
- 2 古物営業法第16条に規定する古物台帳の写し(取得時の走行距離数が記載されているもの)
- 3 展示状態が分かる写真及び賦課期日現在の走行距離数が分かる写真(走行メーター等)

